

償却資産申告の手引き

平素から市税について格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。**償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在所有の償却資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。**
つきましてはこの「申告の手引き」をご参照の上、申告いただきますようお願いいたします。



【 問合せ・提出先 】

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

須崎市役所 税務課 資産税係

電話 0889(42)1291



1. 申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在で、須崎市内において事業用の償却資産を所有している方

(2) 申告期限

毎年1月末日

※申告が遅れた場合、年度途中で税額を変更する場合がありますので、お早めにご提出下さい

(3) 提出書類

- ① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
- ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
- ③ 種類別明細書(減少資産用)

* 複写の上側(提出用)を提出し、複写の下側(控用)は大切に保管してください。

郵送で提出される方で、申告書控用紙(受付印を押したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

* 12月ごろ、税務課より申告書及び現在の申告内容を記入した明細書をお送りしますので、変更分(増加・減少等)を記入の上、提出をお願いします。

* 全国統一の様式の記入事項の全てを満たしている場合は独自の様式での申告ができます

* 須崎市役所の税務課に申告書の様式がありますので、ご連絡いただくか、市のホームページの様式からダウンロードして記入をお願いします。

(4) 申告にあたっての注意点

- ① 前年度と資産の状態が変わらない場合でも、申告が必要です
- ② 廃業・解散等の時その旨記入の上、申告が必要です
- ③ 前年度において課税標準額が免税点未満(150万円未満)の場合や、本年度が免税点未満(150万円未満)になると思われる場合でも、申告が必要です
- ④ 申告年の1月1日に取得した資産は申告年から記入が必要ですので、注意して下さい。
- ⑤ リース資産の納税義務者は、原則としてその資産の所有者であるリース会社になり、リース会社に申告義務が生じますが、リース期間経過後に、所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産は賃借人に申告義務が生じます。

(5) 申告の対象となる資産について

賦課期日(毎年1月1日)現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も課税の対象となりますので、申告漏れの無いように注意してください。

- ① 償却済み(耐用年数が経過したもの)資産でも事業の用に供されているもの
- ※ 平成19年4月1日以降、法人税・所得税については、1円(備忘価格)まで減価償却することが可能となりました。一方、固定資産税については、従前のとおり、減価償却できるのは取得価額の5%までであり、除却されるまでは課税対象となります。
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③ 一時的に未稼働・遊休の状態にある資産でも、いつでも稼働しうる状態にあるもの
- ④ 割賦購入資産で、割賦金を完済していない資産であっても、すでに事業の用に供されている資産
- ⑤ 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの
- ⑥ 福利厚生のために供するもの

(6) 申告の対象とならない資産について

次に掲げる資産は課税の対象になりませんので申告の必要はありません。

- ① 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
- ② 無形減価償却資産(漁業権、営業権、商標権、特許権など)、繰延資産
- ③ 耐用年数が1年に満たないもの(使用可能期間が1年未満のもの)で、その取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法(以下「法人税法等」という。)の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- ④ 取得価額が10万円未満で、その取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法(以下「法人税法等」という。)の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- ⑤ 取得価格が20万円未満で、法人税法上又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの

2. 申告の記入について

償却資産申告書（償却資産課税台帳）（表紙）

1. 所有者住所

住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を正確に記入し、ふりがなを付してください。

2. 所有者氏名

氏名を記入し、ふりがなを付して押印してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入し、社印及び代表者印を押印してください。

屋号があれば記入してください。

3. 事業種目(資本金等の額)

事業の種目を具体的に記入してください。(2以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記入してください。)

また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

4. 事業開始年月

個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は、当該法人の設立年月を記入してください。

5. この申告に応答する者の係及び氏名

この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

6. 税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

7. 短縮耐用年数の承認

法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

「有」の場合は、国税局長の承認通知書のコピーを添付してください。

8. 増加償却の届出

法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

「有」の場合は、税務署長への増加償却届出書等のコピーを添付してください。

9. 非課税該当資産

非課税に該当する資産に該当すると思われるものがある場合は、「有」を○で囲み、赤色で『非課税該当』と備考欄にも記入してください。また、適用条項も記入してください。

なお、非課税に該当する資産の価格等は、この申告に含めないでください。

具体例としては、社会福祉法人等が所有するデイサービスセンター・グループホームなどの

用に供する資産などがあります。ただし、有限会社などが運営するものは、課税となります。
詳しくは、地方税法第348条第2項をご参照ください。

※法改正等により、変更になることがあります。

10. 課税標準の特例

課税標準の特例に該当すると思われるものがある場合は、「有」を○で囲み、赤色で『特例該当』と備考欄にも記入してください。

詳しくは、地方税法第349条の3及び同法附則第15条をご参照ください。

※法改正等により、変更になることがあります。

11. 特別償却又は圧縮記帳

租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。

* 固定資産税(償却資産)の評価においては、特別償却・圧縮記帳は認められていません。

12. 税務会計上の償却方法

税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。

13. 青色申告

法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。

14. 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

須崎市内における事業所等資産のある場所の住所を記入してください。何箇所にもあるときは、“外○件”というように記入してください。

15. 借用資産(有・無)

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

なお、借用資産がある場合は、その資産名称と貸主の氏名を記入してください。

16. 事業所用家屋の所有区分

事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

17. 備考

- 法人成り・事業廃止・合併等の変更がある場合は、その内容と変更年月を詳しく記入してください。
- 以前に申告されたことがある方で、申告前年1月2日～申告年1月1日期间に増減がない場合は『増減なし』と記入して、表紙のみ提出してください。
- 今回初めて申告される方で、須崎市内に該当する資産がない場合は、『該当資産なし』と記入してください。

- 既存の資産の耐用年数等の訂正がある場合は、『耐用年数変更あり』等の記入をしてください。
- その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

取得価額

(イ) 前年前に取得したもの

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(この額は前年度の申告書の(二)の欄の額と同じです。)

(ロ) 前年中に減少したもの

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(この欄の合計額は種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。)

* 減価償却による減少額ではありません。

(ハ) 前年中に取得したもの

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。)

(二) 計

((イ)前年前に取得したもの) - ((ロ)前年中に減少したもの) + ((ハ) 前年中に取得したもの) によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ホ) 評価額

評価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(全資産申告の場合、種類別明細書(全資産用)の「価額」の合計額と同じになります。)

(ヘ) * 決定価格

記入する必要はありません。

ただし、電算申告の場合は、記入してください。(この場合、償却資産申告書の「(ホ)評価額」の合計額と同じになります。)

(ト) * 課税標準額

記入する必要はありません。

ただし、電算申告の場合は、記入してください。(この場合、種類別明細書(全資産用)の「* 課税標準額」の合計額と同じになります。)

種類別明細書（増加資産・全資産用）

申告前年1月2日～申告年1月1日までに新たに取得した資産及び申告年1月1日以前に取得していたが、申告漏れとなっていた資産について記入してください。ただし、初めて申告される方は、申告年1月1日現在で所有している資産を全部記入してください。

1. 資産の種類

資産の種類により、1から6までの数字を記入してください。

2. 資産の名称等

資産の名称及び規格等を記入してください。

3. 数量

資産の数量を記入してください。

4. 取得年月

資産を実際に取得した年号・年・月を記入してください。

なお、年号は、「1.明治」「2.大正」「3.昭和」「4.平成」の数字で記入してください。

* 企業内移動の場合も、当初資産を取得した年月を記入してください。

5. 取得価額(イ)

当該資産の取得価額を記入してください。

なお、「取得価額」は、資産を取得するために実際に支出した金額又は通常支出すべき金額（手数料・据付費等事業の用に供するために直接要した費用を含む）を記入してください。

また、圧縮記帳は認められませんので、実際の取得価額を記入してください。

6. 耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。（法人税・所得税の申告に用いる耐用年数です。）

なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。

* 短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。

7. 減価残存率(ロ)

9ページの減価残存率表により耐用年数に応ずる減価残存率を記入してください。

8. 価額(ハ)

次の算式によって計算した償却資産の価額を記入してください。

① 前年中に取得した資産

取得価額 × ㊤欄の減価残存率

② 前年前に取得した資産

前年度評価額 × ㉔欄の減価残存率

9. 前年前に取得した資産で新たに課税されるもの

取得価額 × ㉓欄の減価残存率 × ㉔欄の減価残存率ⁿ⁻¹

* nは(評価額を求める年度 - 取得年次)の算式で求められる年数をいいます。

10. 課税標準の特例(率・コード)

次の例のように記入してください。

(例) 1/12 の特例 → 112

2/3 の特例 → 203

11. 課税標準額

記入する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る決定価格(償却資産申告書の決定価格(ト))欄の額に算入されている額を記入してください。なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に特例率を乗じて得た額を記入してください。

12. 増加事由

資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

13. 摘要

- ① 課税標準の非課税が適用されると思われる資産については、赤色で『非課』と記入してください。
- ② 課税標準の特例が適用されると思われる資産については、赤色で『特例』と記入し、その適用条項(例:法349条の3第1項)も記入してください。
- ③ 割賦販売資産等法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等を記入してください。
- ④ 耐用年数の変更があった場合にはその旨を記入してください。
- ⑤ 短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨を記入してください。
- ⑥ 増加償却を行っている資産についてはその旨を記入してください。
- ⑦ その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項があればその旨を記入してください。

種類別明細書（減少資産用）

申告前年1月2日～申告年1月1日までに売却、移動等により減少した資産を全部記入してください。

1. 資産の種類

資産の種類により、1から6までの数字を記入してください。

2. 資産の名称等

前年中に減少した資産の名称及び規格等を記入してください。

3. 数量

前年中に減少した資産の数量を記入してください。

4. 取得年月

前年中に減少した資産を実際に取得した年号・年・月を記入してください。

なお、年号は、「1.明治」「2.大正」「3.昭和」「4.平成」の数字で記入してください。

5. 取得価額

前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。

なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

6. 耐用年数

当該資産の耐用年数を記入してください。

7. 申告年度

当該資産について最初に申告した年度を記入してください。

8. 減少の事由及び区分

当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

9. 摘要

① 当該資産が減少した事由について、「1.売却」にあっては売却先の名称等を、「2.滅失」にあっては滅失の理由等を、「3.移動」にあっては受け入れ先の所在地等を、「4.その他」にあっては減少の事由等を記入してください。

② 減少の区分が「2.一部」に該当する場合には次の例のように記入してください。

(例) 当初取得価額150万円(数量 5)のうち 60 万円(数量 2)分減少

③ その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

減 価 残 存 率 表

耐用 年 数	減 価 残 存 率		耐用 年 数	減 価 残 存 率		耐用 年 数	減 価 残 存 率	
	前年中 ㊤ 取得のもの	前年前 ㊦ 取得のもの		前年中 ㊤ 取得のもの	前年前 ㊦ 取得のもの		前年中 ㊤ 取得のもの	前年前 ㊦ 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977